特　約　条　項

第　項削除

1　中間前金払を適用する。

この場合において、工事請負契約約款第37条の規定は適用しない。

ただし、会計年度を越えて施工する必要のある工事（繰越明許費又は債務負担行為に係る工事）について、各年度末等における支払のために部分払をする必要がある場合に限り適用があるものとする。

2　部分払を適用する。

　　この場合において、工事請負契約約款第34条第3項及び第4項は適用しない。

（注）　契約の締結にあたっては、上記2つの条項のうち、受注者が選択しないものを2本線により削除すること。

　　　　本特約による選択は、工事の施工期間中において、いかなる場合においても変更し又は取り消すことができない。